

多賀城市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市教育委員会教育長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年8月27日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 板橋 恵一

記

- 1 監査対象部署
教育委員会事務局
- 2 監査結果の報告日
令和2年7月28日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日
令和2年8月5日
- 4 措置状況報告の内容
別紙のとおり

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月22日
- 3 監査対象部署 文化財課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	教育財産の使用料に誤りが見られた。	相手方に状況を説明後、7月31日に過納分について返納した。 多賀城市財産条例に基づき事務を行い、今後再発しないよう留意する旨、係員に周知・共有した。
2	指導	教育財産使用料の納付期限について、歳入調定を行った日（許可日）から1か月以内となっていないかった。	多賀城市財産条例に基づき事務を行い、今後再発しないよう留意する旨、係員に周知・共有した。
3	指導	教育財産使用許可申請書の主管課又は教育機関使用欄において、主管課長の押印がないものが見られた。	6/1、当該部分に課長印を押印した。 今後再発しないよう留意する旨、係員に周知・共有した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月25日
- 3 監査対象部署 生涯学習課
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	教育財産使用料に係る歳入調定の時期に誤りが見られた。(前回指導事項)	当該指摘事項は、前回指導を受ける前に処理を行ったものであり、前回指導を受けた以後は適切に処理を行っており、かつ、課内において情報共有を行い、誤りの未然防止を図っている。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月27日
- 3 監査対象部署 教育総務課（平成31年度学校教育課分）
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	未支給及び過支給となっていた時間外勤務手当については、令和2年7月22日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、8月21日の給与支給の際に追加支給する手続きを完了した。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名と係長の3名体制で行い、誤りを防止する。
2	指導	歳入調定決議票に決裁日の記載がないものが見られた。（前回口頭指導事項）	令和2年5月28日に決裁日を記入した。 今后再発しないよう係員に周知・共有した。
3	指導	概算払いにより交付している補助金について、金額の確定がされていなかった。	令和2年5月29日に申請者より書類を受領し適正に処理を行った。 今后再発しないよう係員に周知・共有した。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年5月27日
- 3 監査対象部署 教育総務課（平成31年度教育総務課分）
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	教育財産使用許可申請書の主管課又は教育機関使用欄において、進達事項の記載並びに主管課長の押印がないものが見られた。（前回指導事項）	令和2年5月28日に進達事項の記載並びに主管課長の押印について補正を行った。 使用許可申請書の收受時及び使用許可の起案時に、主管課又は教育機関使用欄への記載並びに押印を確認し、漏れを防止する。
2	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	未支給となっていた時間外勤務手当については、令和2年7月22日付けで勤務状況報告書の訂正を行い、8月21日の給与支給の際に追加支給する手続きを完了した。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は係員2名と係長の3名体制で行い、誤りを防止する。
3	指導	教育財産使用許可申請書の主管課又は教育機関使用欄において、進達事項の記載に誤りが見られた。	令和2年5月28日に進達事項について補正を行った。 使用許可申請書の收受時及び使用許可の起案時に、主管課又は教育機関使用欄への記載事項を確認し、誤りを防止する。
4	指導	旅行命令簿の決裁が未了（未決）のものが見られた。	令和2年7月29日に旅行命令簿について、決裁欄に教育総務課長印及び副教育長印を押印し補正を行った。また、令和2年度以降の事務処理については、指摘事項に基づき、適切に処理を行うとともに、課内において、指摘事項等の情報共有を行い、誤りを防止する。

指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 令和2年6月25日
- 3 監査対象部署 埋蔵文化財調査センター
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指導	歳入調定決議票について、決裁が未了（未決）のものが見られた。	6月25日、決裁未了分について決裁日をすべて記入した。 今後は決裁後綴じ込む前、決裁日の記入について十分に確認するよう職員に周知し、共有した。